

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	川西市環境保全審議会		
事 務 局 (担当課)	市民生活部 生活文化室 環境創造課 課内線(2933)		
開 催 日 時	平成16年8月4日(水) 18時00分～20時10分		
開 催 場 所	川西市役所 7F 大会議室		
出 席 者	委 員	井口 委員、木下 委員、竹岡 委員(会長)、西田 委員、和田 委員(副会長)、小泉 委員、河野 委員、堀 委員、北上 委員、畑尾 委員	
	そ の 他		
	事 務 局	市民生活部 生活文化室 環境創造課	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	16 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 諮問事項 (1) 猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う「環境影響評価準備書」に対する市長意見について  2 その他		
会 議 結 果	詳細は別紙会議録のとおり		

# 審 議 経 過

事 務 局

そうしましたら、定刻になりましたので、平成16年度第1回環境保全審議会を開催いたしたいと思っております。本日の委員の出席は14人中10名ということで、石津委員、真砂委員、大西委員がご欠席というご連絡をいただいております。また、倉谷委員につきましては、今のところ遅れて出席されるというご案内をいただいております。

次に、今回は平成16年度初めての保全審議会でございますが、今年度当初に機構改革による組織名の変更と職員の異動がございましたのでご紹介させていただきます。市民生活部長の鎌足博でございます。市民生活部生活文化室長大槻嶽雄でございます。市民生活部生活文化室環境創造課長の福西義昭でございます。

また、本日は議案の関係から審査事業の事務局補助として委託しております日本気象協会職員が同席いたしておりますのでご紹介させていただきます。

前回、2月27日開催時にもご了承いただいておりますが、本審議会におきます会議公開制度運用要綱における会議録の取り扱いにつきましては、『会議終了後、遅滞なく会議録を調製し、概ね1月以内に会長の承認を得るものとする』等、基本的な事項のみを規定しております。従来は、会議時にメモ等を撮り、それを元に、要点筆記の会議録を調製してまいりました。そして、昨年12月の「環境影響評価審査会」の開催状況も踏まえ、より詳細な審議記録の調製が必要と判断し、平成16年2月27日開催の前回審議会におきましては、会議録調製の為のテープによる録音及び、その情報公開についてもご了承いただいた上で、会議録を調製した経緯がございます。したがって、その後、4月・6月に開催した第4回及び第5回の環境影響評価審査会におきまして、詳細な会議録調製のための、発言者による校正前の録音テープの情報公開が、真剣な議論や討論等、会議の運営上著しい支障となる場合がある等のご指摘を頂いた経過がございます。そこで、本環境保全審議会におきまして、再度、ご確認・ご検討をお願い致したく存じます。前審議会におきまして、既に、ご了承賜っているところではございますが、『会議録調整の為のテープ録音、及び、会議経過記録としてのテープの情報公開』、並びに、『会長の承認を得た上で作成致します、正式の会議録の調製及び情報公開についてご了解を賜りたく存じております。録音テープと、それを元にして、会長の承認を頂いた会議録とも公文書となり、共に情報公開の対象となりますが、後者の会議録のみが、公式の会議録となります。

次に、傍聴者の皆様におけるテープ等による録音でございますが、本審議会会議公開傍聴要領の規定により、他の審議会や審査会、市議会・委員会の傍聴同様、原則的に禁止されておりますので、なにとぞご協力いただきますようお願い致します。以上で、会議公開の確認についての説明を終わらせていただきます。

それでは、これ以降の進行につきましては、竹岡会長の方でおすすめいただきますのでよろしくお願い致します。

会 長

はい。本日はお暑い中お集まりいただきまして、また、委員の方には遠方からおいで下さった方もございまして、大変ご苦労さまでございます。また、本日は傍聴の方もたくさんお見えでございますが、ご苦労様でございます。

次に、本日の議題はご案内にありますとおり諮問事項1件でございます。まず、この本日の議事日程につきまして、事務局の方からご説明を受けたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事 務 局

本日の日程でございますが、この後、「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に対する市長意見について」諮問させていただきます。議案はこの1件でございますが審議いたしまして、8時頃には審議会を終了させていただければいいかなというふうに考えております。以上でございます。

会 長

それでは、早速諮問をお受け致したいと存じます。

事務局

本来でしたら、市長から諮問させていただくところですが、代わりまして、助役の畑尾の方から諮問させていただきますので、ご了承いただきます。よろしくお願い致します。

助役

資料3として配布させていただいております。  
平成16年8月4日・川西市環境保全審議会 会長竹岡敬温様・川西市長 柴生進 猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に対する市長意見について（諮問）  
市では、猪名川上流広域ごみ処理施設組合による広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価審査準備書について、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響評価の実施手続きに関する条例」に基づき、環境保全の見地から市長意見を求められております。このことから、「広域ごみ処理施設建設関係市町環境影響評価審査会」において環境影響評価準備書の審査を進めてまいりましたが、このほど平成16年7月17日付で、同審査会から審査会検討結果報告をいただきました。以上のことを踏まえ、市長意見を策定するにあたり、川西市環境保全審議会規則第2条第3号に基づき、貴審議会に市長意見について諮問いたします。

事務局

どうもありがとうございました。早速ですが議題の審議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、資料番号を打っておりませんが、会議次第、資料2といたしまして環境保全審議会委員名簿がその裏面に印刷されております。それから、資料3といたしまして、番号を打っておりませんが、先程の諮問させていただきました写しでございます。諮問書の写しでございますけれども、お手元にあるかと思えます。次に冊子でございます。猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業環境影響評価準備書、並びに、同じく5番と致しまして、同準備書の資料編この冊子が、前回配布させていただきましたけれども一応お手元用と、本日の会議用ということでおかせさせていただいております。次に、6番といたしまして、猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に係る都市計画原案の公聴会会議録があるかと思えます。続きまして、資料7番といたしまして、審査会に提出された住民要望意見書お2人の方の分があるかと思えます。資料8といたしまして、猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業環境影響評価準備書のあらまし、これはA3版の薄いものでございますけれども、前回もお示ししたとおりでございますので、参考のためにお手元におかせさせていただいております。

次に資料9といたしまして、桜の開花状況につきまして、それから、資料10といたしまして、エコライフモニタ-だより、これは当課が啓発事業として取り組んでおります地球温暖化防止の一つでございます。前年度からの経過等をまとめております。次に各委員にご持参願う資料といたしまして既に配布しております、資料11番といたしまして猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業環境影響評価準備書検討結果報告書をお持ちいただいていると思えます。これは、傍聴の皆様には、64ページの一部でございますけれども入場時にお渡ししているものでございます。次に12番、資料12猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業環境影響評価準備書についての住民意見の概要とそれに対する事業者の見解、資料13といたしまして準備書に関する公聴会議事録をおかせさせていただいております。ご紹介しました資料の内、諮問書の写し、それから冊子の準備書、同資料編、6番の公聴会議事録、7番の住民要望意見書、8番の準備書のあらまし、それから、11番の準備書検討結果報告書、それと、12番の事業者の見解、13番の公聴会議事録につきましては、傍聴者のみなさんのお席の前に、閲覧用としてもおかせていただいておりますので、また見ていただけたらよろしいかと思えます。以上でございます。不足分がございましたらお申出下さいませ。以上でございます。よろしくお願い致します。

会長

よろしゅうございますか。先ほど市から猪名川上流広域ごみ処理建設事業に伴う環境影響評価準備書に対する市長意見について諮問をいただきました。これから答申に向けまして、審議を進めていかなければならないのでありますけれども、答申までの予定を事務局の方で何かお考えがございましたらお聞かせ下さい。

事務局

今後の予定でございますが、前回2月に開催いたしました時に、準備書等の内容につきましてあらましてございますが説明させていただいております。今回は、あらかじめ本日の資料であります審査会の検討結果報告書を送付させていただいておりますが、目をとおしていただいていることと

思います。平成14年5月に環境影響評価実施計画書に対する市長意見と同様、今回も審査会の報告書を尊重しつつ、総括的な意見において、保全審として附加すべきご意見をご協議願えれば幸いです。何分に申し上げましてもこの時期になっておりますので、すみやかな市長意見作成がアセスメントの趣旨に沿うのではないかなというふうに、考えておりますので、よろしくご協力いただきますようお願いいたします。以上でございます。

会 長

はい、審査会の報告書を尊重しつつ、総括的な意見において、保全審として附加すべき意見をご協議願いたいということではありますが、それではここで、諮問事項にかかわります、検討結果報告書の分厚いものでありますが、検討結果報告書の概略について、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

事 務 局

それでは、お手元資料水色の検討結果報告書について、概略を説明させていただきますが、その前に、審査会におきます検討の経過についてまず説明をさせていただきたいと思っております。着席をさせていただいて説明させていただきます。ご審議いただきます評価準備書でございますが、昨年11月26日に準備書の公告がございましてそれ以降の検討でございますが、昨年12月25日に第3回審査会を開催いたしまして、準備書の内容説明を行っております。それ以降、各審査委員による個別のご検討を進めて頂いております。

その後、平成16年、今年になりまして2月25日に『一部事務組合から市長に、評価準備書への意見依頼』がございました。

そして、4月以降、分野別の検討会を13回、平成16年4月30日には第4回審査会を、そして6月26日には第5回審査会を、それぞれ開催致しております。

また、第4回審査会での検討の結果、住民意見や公聴会等で、多くの住民の皆さんからご指摘を頂いております。鉱山跡地からの水質汚濁の問題、健康影響の問題、里山保全、間歩の文化財的価値等について、各審査委員から、この問題について専門家から意見書を提出願ひ、それを元に審査会で更に検討を加えることとなりました。

また、審査会におきましては、評価準備書の検討に関し、事業者への質問を二回に分けて行い回答をいただいております。

その他、審査会におきましては、本年3月に1市3町で、述べ5日間、47名の方から公述されました公聴会での意見陳述に対する、事業者見解を参考にされております。

さらに、住民意見の概要と事業者の見解、関係市町都市計画原案に係る公述記録、そして住民から提出をいただきました要望・意見等も審査会に送付しご検討いただいております。

その他、審査委員間での意見交換、ご検討は、電話等により随時行って頂いております。以上のご検討の結果、この検討結果報告書を取りまとめて頂きまして、7月17日付で、市長に提出頂いたものでございます。以上が経過でございます。

それでは、具体的にこの内容について説明をさせていただきたいと思っております。この検討結果報告書でございますが、先日、委員の皆様のご自宅の方に郵送させていただきました青色の「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業環境影響評価準備書」検討結果報告書をご覧いただきたいと思っております。報告書の表紙から2枚目をご覧いただきたいと思っております。ここに記載しておりますとおり、報告は委員8名全員の協議により、総括と環境要素別の検討結果をおまとめ頂いております。

次の頁が中表紙となっております。さらに目次が3頁ございます。目次に基づき、全体構成について、説明をさせていただきます。目次の1頁iと書いてある頁でございますが、総括と環境要素毎の意見を記載をさせていただいております。次の2頁目次のii頁におきましては、専門家からの意見書、審査会からの質問事項と事業者回答NO.1・NO.2そして、審査会協議検討経過報告書。そして、次のiii頁に公聴会の意見陳述に対する事業者の見解のおのおのの頁を表記をさせていただいております。

それでは、もう1頁めくっていただきまして、下に数字の頁が表記されております。1頁をご覧いただきたいと思っております。この総括については、全文を朗読させていただきたいと思っております。

## 【1ページ】「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業 環境影響評価準備書」検討結果報告書

### (総括)

本事業は、ごみ焼却処理施設及びリサイクルプラザを対象とし、現行の川西市の施設の老朽化に伴う建て替えに併せて、隣接する豊能郡美化センターにおけるダイオキシン汚染を契機として、近傍1市3町の広域ごみ処理施設を建設しようとするものである。

本施設は、市民生活を維持するために必要である反面、予定地周辺は全国的にも貴重な里山地域であり、良好な自然環境に恵まれた地域の環境に影響を与える可能性がある。特に事業予定地は水源としても利用される一庫ダム湖(知明湖)の上流に位置するため、工事及び施設の稼働に当たっては、十分な配慮が必要である。

なお、事業予定地が当該地に決定された理由・経緯については、「環境影響評価実施計画書」の縦覧以後必要な手続きは進められているようであるが、さらに住民に十分な説明を行い、理解を得られるよう努力されたい。

標記事業に関して提出された「環境影響評価準備書」について、各委員の専門的学識・経験によって慎重に検討した。検討に当たっては住民から寄せられた意見、鉱毒、里山及び文化財に関しては、各分野の専門家の方々にご意見をいただき、これらを参考とした。

同準備書に記載の現況調査、予測及び評価の内容について、各委員の検討結果は別途報告書に記載されているとおりである。とくに、造成土地面積約9haに対して、周辺に約25haを保全区域として確保したことは、自然環境の面のみでなく、間歩等の歴史的・文化的環境保全の面からも評価できる。さらに、下記の点に十分留意することを条件に、全体的に概ね妥当なものとする。

下に移りまして

(1) 事業予定地周辺は日本有数の里山地域であり、良好な自然環境を有していることに配慮し、「基準値を超えねばそれでよし」とすることなく、与える影響を可能な限り回避・低減するよう努力すること。

(2) 環境保全対策については万全を期すとともに、事後調査計画を遵守すること。特に事後監視については継続的に行い、異常時は速やかな対策をとること。

(3) 事業予定地周辺は水源ダム上流域にあり、かつ、鉱山跡区域に位置するため、工事による水質汚濁が懸念される。事業者は、『撤去する間歩周辺は綿密な土壌汚染調査を実施し、汚染がある場合には不溶化処理を施し、埋設する間歩の坑道内を土砂で封鎖するとともに坑道口をコンクリートで密閉して盛土を行い、汚濁の原因となる坑道への地下水等の流入を排除する』としている。これら環境保全対策を完全に実施し、住民の鉱毒汚染への懸念を払拭すること。

次に【2ページ】に移りまして、

(4) 工事に伴い、工事区域内の間歩等が失われるため、文化財保護法に基づく手続きを行わざるを得ないが、その文化財的損失を補って余りある施策を展開するため、隣接区域に点在する間歩群等の保存と公開、活用を図り、市民の間歩・鉱山史に係る理解の進展に努め、併せて、貴重な環境資源との一体的な保全活用にも留意すること。

(5) ごみ処理施設の管理運営に際してはマニュアル化を徹底し、科学的な管理・運営を行うと共に、類似施設の事故・障害例等経験則を元にして、適切な事故対策、危機管理体制を徹底すること。さらに、本事業を契機にごみ問題に対する住民の意識を高め、住民・事業者・行政が一体となって省資源化・リサイクルに努めること。

(6)といたしまして、評価書の作成に当たっては、各委員が指摘した事項を検討の上、必要な部分については修正すること。評価書の縦覧を通して、地域の人々との共通認識を図ること。と総括をいただいております。

次に、3頁の以降の環境要素別の検討結果でございますが、大気汚染以下、20項目について、検討結果を記載してございます。

以下、ページを追って、主だったところを説明させていただきたいと思っております。

【5ページ上段】でございます。

1の大気汚染(1)の現況調査についての上層気象の調査期間は、関係市町長意見にしたがい、2季節各7日間から4季節各7日間に増やされており、また、調査地点数が周辺5地点から一庫地点を加えた計6地点に増やされ、調査項目に環境基準が設定されたジクロロメタンが追加されており、妥当なものとする。

【5ページ中段】に移りまして、

(2)(ア)の予測項目では、工事時には、の施工機械の稼働に伴う排出ガスの影響、の工事関係車両の走行に伴う排出ガスの影響。供用時といたしましては、の焼却施設の稼働に伴い発生する排出ガス、ばいじん、窒素酸化物、いおう酸化物、塩化水素及びダイオキシン類の影響の廃棄物運搬車両の走行に伴う排出ガスの影響。の裸地等から発生する粉じんの影響に分けてございます。(イ)の予測地域につきましては、供用時の「焼却施設の稼働に伴う影響」につきましては、焼却施設を中心としたおおよそ5km四方の範囲とされております。なお、逆転層等の短期濃度につきましては、周辺集落、国崎、野間出野、黒川を含む範囲としており、妥当なものとする。

【6ページ中段】に移りまして、

予測方法は環境アセスメントに用いられる一般的な方法であり、特に問題はないと考える。とされております。予測対象時期につきましては、造成工事中の施工機械による予測結果につきまして、工事9ヶ月目で計算しておられましたけれども、審査会から、稼働台数が最大となる12ヶ月目、工事12ヶ月目の稼働台数で再度予測を行うよう求めたところ、国崎 NO.1の地点の年平均予測濃度はこの表のとおりで環境保全目標を下回るとしてあります。

【6ページ下段】に移りまして

(カ)の焼却施設の稼働に伴う影響、これは年平均濃度でございます。予測濃度は、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の年平均値を予測し、予測方法としましては、事業区域周辺が複雑地形でございますことから、関係市町長意見に沿って、プル-ム式とパフ式による計算式ではなく、地形影響を考慮できる数値計算モデル：マスコンモデルにより気流場を推定し、3次元移流拡散モデルによる濃度計算を用いており、妥当なものとする。

【7ページ中段】に移りまして

拡散計算における再現性の検証でございます。拡散計算の再現性を検証するために、現地の野外拡散実験結果と拡散計算結果とが比較検討されまして、両者の高濃度部は一致していることから、検証結果に問題はないと考える、とされてあります。

(キ)の焼却施設の稼働に伴う影響、これは1時間値高濃度でございます。で予測濃度は、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素の1時間平均値を予測し、で予測方法としましては、(カ)と同様に地形影響を考慮できる、マスコンモデルによる気流場の推定と、3次元数値流体解析モデルk-(イ)ン)モデルにより濃度計算を採用されてあります。予測の気象条件は、高濃度が懸念される気象条件として、逆転層発生時を想定されてあります。

【 8 ページ下段】の

(ス)の予測結果と評価でございます。 の工事時の施工機械の稼働、工事関係車両の走行、供用時の焼却施設の稼働等、いずれにおいても予測結果は環境保全目標を下回り、「周辺住民の日常生活に支障を生じない」と評価されております。

【 9 ページ中段】に

(3) 審査会の意見として記載をしていただいております。 の環境保全目標につきましては、環境基準等を基に設定されているが、本事業地域のように良好な大気環境にある地域においては、環境基準を満足するだけでなく、現況値に対する影響度合いについても重視して評価をすべきものとする。 で光化学オキシダントへの影響については、広域的汚染という特徴を持っており、本事業の事業規模から判断し、寄与は小さいものと考えられる。事業区域を含む地域の大气汚染物質排出量と比較することなどにより、本事業による地域の大气汚染物質排出量への寄与を記載されたい。と記載しております。

次に【 10 ページ上段】に移りまして2の水質汚濁でございます。

(1)の現況調査については、関係市町長意見にしたがい、浮遊物質、流量の経時変化を把握し土壌沈降試験等が調査されている。また、地下水についても関係市町長意見にしたがいまして、事業区域最寄りの民家の井戸でダイオキシン類の調査がされており妥当なものとする。次に(2)(ア)予測項目でございます。工事時には、降雨時の濁水による河川等水質への影響 では、同様に重金属への影響、供用時には、 で施設からの排水による河川等水質への影響 で施設用地に浸透した雨水等による河川等水質、重金属への影響の4項目が抽出されております。そして、(エ)の予測方法では、工事時、供用時とも、既存の知見を参考とした定性的な予測としております。

【 10 ページ下段】におきましては

(オ)予測結果では、 の工事時、降雨時の濁水による河川等水質への影響として、降雨時に事業区域から発生する濁水を軽減するため、仮設沈砂池及び仮設調整池を設け、容量を600m<sup>3</sup>とし、事業区域からの浮遊物質量は知明湖、田尻川でございますが、現況水質に大きな変化を与えるものではないとされております。

【 11 ページ上段】に移りまして

の工事時：降雨時の濁水による河川等水質、重金属への影響、及び、供用時：施設用地に浸透した雨水等による河川等水質、重金属への影響についてでございますが、事業区域内の土壌の詳細調査の結果、鉛、溶出量が1地点で環境基準値を超え、銅、含有量が3地点で農用地の環境基準値を超えていたことから、降雨時の濁水による土壌流出や溶出、或いは浸透雨水の汚染によって、下流河川の水質に影響を与えるおそれがあると予測しております。これに関しましては、下へ飛びますが、(キ)の評価をご覧いただきたいと思いますが、予測におきまして、環境影響を与えるおそれがあると予測した工事時と供用時の河川等水質、重金属への影響については、工事実施前に、造成区域内の切土面を対象とした詳細調査を実施し、調査結果に応じた適切な保全対策を検討し実施するとして、現段階での12頁上段の保全対策を掲げておりまして、詳細調査による汚染土壌の分布域の把握と保全対策により、環境保全目標が達成されると評価しております。

少し上段に、戻っていただきまして、 の供用時の施設からの排水による河川等水質、浮遊物質への影響でございますが、施設から排出されるプラント系排水及び生活系排水は、いずれも最終的には公共下水道へ放流されるため公共水域には排水されません。

次に(カ)の環境保全目標でございます。

「現況の河川等水質に著しい影響を及ぼさないこと」とされておりますけれども、知明湖が上水に利用されていることを考慮すると、環境保全目標としてはいささか不適切と考える、とされております。これにつきましては、「現況の河川等水質にほとんど影響を及ぼさないこと」など、環境保全目標についてより一層検討されたいとされております。

【12ページ上段】が降雨時の汚濁水に対する土壌の環境保全対策案で、汚染のそれぞれの対応に沿いまして対策の必要性と対策の方法を掲げてございます。なお、溶出防止対策といたしましては、不溶化処理、セメント固化吸着剤混合などの方法から選定するとしております。工事時と供用時の河川等水質への影響につきましては、予測結果を基に評価し、環境保全目標を達成するとしております。

【12ページ中段】に移りまして、(3)の意見におきましては、の廃止鉱山の環境影響について、では、いずれの坑道(間歩)もかなり昔に人力で掘削され、地下数メートルの小規模なものであるため、ほとんど影響を与えないものと推測される。また、手掘りの場合には一般に鉱石を丁寧に採掘するので残留鉱石は少ないと推測される。埋設対象の間歩では、坑道を土砂で封鎖し盛土を行うことから、現状以上に地下水が坑道へ浸入するとは考えられない。したがって、事業にともない鉱床が流出水質に有意な変化をもたらすとは考えられない。掘削予定の間歩に対しては、工事前に水平・鉛直方向の土壌調査を行い、汚染が確認された場合には、環境保全対策を行うとしている点から問題はないと考えられる。しかし、安全のため後述する 項の環境監視を行われたい。次に、の河川等水質、重金属への影響についてでございますが、土壌汚染に係る詳細調査の結果を待たないと、対策の是非を判断できない部分はあるが、準備書記載の対策は概ね妥当なものであると考える。汚染土壌の範囲を特定することが重要であり、汚染範囲が特定されれば溶出防止対策を施し、汚染土を外部に持ち出さないこと、知明湖への流出を避けることが重要である。土壌調査にあたっては、工事深さまでの調査が必要である、としています。

【13ページ上段】に移りまして、の水質汚濁の予測の困難性と環境監視の重要性については、土壌内の汚染物質の流出過程や、ダム湖内での流れや生物化学反応などが複雑なため、水質汚濁の正確な予測は困難である。したがって、予測結果に頼るのではなく、事後の環境監視計画をたて定期的に水質を確認し安全を確保することが重要である。

モニタリングに関しては、環境監視については、工事開始前の事前調査から施設供用後も1年に限らず、継続して行う必要がある。環境モニタリングにつきましては、事業区域からの流出水の事業に伴う影響の有無を判断できる事業実施前の状況を把握しておくため、事業区域支川が知明湖と合流する地点において、事業実施前に調査を行うことが望まれる。また、調査項目といたしましては、従前の水素イオン濃度、カドミウム等に加えまして、硫酸イオン等を含めたい、とし、におきましては、水資源機構と連絡を取り、効率的で確実な監視体制を作るなど積極的に協力されたい、としてございます。

次に【14ページ】に移りまして、3の底質 におきましては、

(3)意見では、底質の予測の困難性と環境監視の重要性について、底質汚濁を支配する河川水質・貯水池水質の予測が困難であることに加えて、河床や湖底への沈殿、堆積過程などが複雑なため、底質の予測は困難である。したがって、予測結果のみに頼るのではなく、事後の環境監視計画をたて、定期的に底質を確認し、安全を確保することが重要である。

【15ページ】に移りまして、4の土壌汚染、(1)の現況調査では、

調査地点については、関係市町長意見にしたがい、事業予定地内と事業区域の近傍地点としての国崎地区の2地点が追加されており、妥当なものとする、とし、事業区域の鉛濃度が環境基準値を超えたため、同一点で追加調査が行われて、さらに事業区域内18地点において詳細調査が行われている。としております。(オ)の予測結果では排ガス中のダイオキシン類につきましては、大気汚染の予測結果を基に、最大濃度出現地点においても環境保全目標を達成し、年平均寄与濃度が現況濃度に占める割合も1/100程度と小さい。重金属類につきましても、大気中への希釈率もダイオキシン類同様、約1/20,000となる。としてございます。(3)意見欄では、土壌汚染の予測は難しく、土壌汚染の特質から見て、長期的な監視が必要であるため、調査は継続的に実施されたい、としております。

【16ページ】次に、5の騒音ですが、(1)の現況調査におきまして

調査地点については、関係市町長意見したがって、調査地点を移動して、現地調査が行われており、妥当なものとする、(ウ)の予測対象時期につきまして、事業者は、「造成工事時の各

段階における5つの時期、工事時2ヶ月目、5ヶ月目、9ヶ月目、13ヶ月目、17ヶ月目を予測対象時期として選定した」としているが、稼働台数が最大となる時期が対象とされておりませんので、審査会から当該時期の予測を求めました。事業者は、施工機械の稼働台数の最も多い工事12ヶ月目となるということで、その時期の騒音予測結果を再度行いまして、その結果は次表のとおりでございますが、環境保全目標85dB(A)を下回るとしてあります。

【17ページ】に移りまして、(エ)の予測方法でございます。

各予測項目の予測方法につきましては、一般的な予測手法が用いられておりまして、概ね妥当なものと考えます。とされております。では、予測式の検証を現況測定値と騒音の予測値、計算値との比較により行っております。その結果によりまして、現況測定値が、予測計算値を平均で約2dB上回るものとなっているとし、補正值(+2dB)を設定していることは妥当なものと考えられるとしております。

【18ページ】の

(カ)の予測結果と評価では、予測値が環境保全目標を満足していることから、いずれの予測項目についても、「周辺住民に与える影響は小さいと評価する」、「周辺住民の日常生活に与える影響は小さいと評価する」とされております。(3)意見 環境保全目標について、「評価においては、ただ「基準値を超えねばそれでよし」とすることなく、事故・災害時にそなえた措置を含めて、実行力のある環境保全対策を実施し、より優れた環境を創出するような内容のある評価書を作成されるように期待するものである」としてあります。このことから、準備書記載の環境保全目標による評価だけで終わることなく、より一層の環境保全対策を行い、事業による影響の低減に努められたいとされておきまして、の工事期間中の騒音につきましては、工事時の施工機械による騒音予測値は、先にも述べたように環境保全目標85dB(A)を達成はしているが、その増加分は最大で近接民家地点で21dB(A)、敷地境界地点では35dB(A)にもなるとされております。

次に【19ページ】6の振動 におきましては

(2)の予測・評価について、(エ)の予測方法各予測項目の予測方法については、一般的な予測手法が用いられており、概ね妥当なものと考えます。

【20ページ中段】の(カ)の予測結果と評価におきましては、

各予測項目について、予測値と環境保全目標を比較し、予測値が環境保全目標を満足していることから、いずれの予測項目についても「周辺住民に与える影響は小さいと評価する」、「周辺住民の日常生活に与える影響は小さいと評価する」とされております。

【21ページ】の7の低周波音 (カ)の評価におきましては、

環境保全目標を達成すると評価するとしております。(3)の意見におきましては、低周波音につきましては、事業者も定量的な予測の困難性について記載されているように、環境監視結果に基づいた対策が必要と考えられるため、施設稼働後に発生源や環境において測定を継続して行われたいとしております。

【22ページ】の8の地盤沈下では、

(カ)評価におきまして、地盤沈下は生じないものと予測されていることから、環境保全目標を達成すると評価し、(3)の意見におきましては、特に、問題点はないと考えられております。

【23ページ】の9の悪臭では、

(キ)評価におきましては、悪臭防止対策の実施・徹底を図ることで、環境保全目標を達成すると評価し、(3)の意見におきましては、悪臭の予測については、発生源諸元の設定が困難であることなどから、本準備書においても定性的な予測のみとなっている。しかしながら、現有のごみ焼却施設は多数有り、施設稼働中の悪臭測定も行われていると考えられる。データが入手可能ならば、本事業と類似な施設における測定データを基に悪臭の影響を検討されたいとされております。

【24ページ】の10の廃棄物におきましては

【25ページ】の(3)意見欄で、におきまして環境保全対策も含め、可能な限りの廃棄物の発生を抑制する計画であると評価できる。特に建設残土については鉱山跡地でもあることから、取り扱いに慎重を期し、厳重に管理されたいとし、施設稼働に伴い発生する溶融スラグは、準備書では埋立処理する計画となっているが、将来は再利用する方向で検討を続けられたいとされております。

【26ページ】の11の地形・地質におきまして

(3)の意見欄では、準備書の内容については特に問題点はないと考える。現在、事業区域の坑道跡間歩で発見されているといわれるウッドワード石については現状のまま保存される。しかしながら、ウッドワード石は希少なものであり、今後も発見される可能性もあることから、文化財的な価値も含め教育委員会等の関係機関と連絡を取り十分協議の上対応されたい、としてございます。

【27ページ】の12陸生植物では

【28ページ中段の】(カ)環境保全目標・対策では表の環境保全対策を示して基本方針、対策の種別、対照となる環境影響、環境保全対策実施時期等について記載をさせていただいております。この環境保全対策として積極的な取り組みは評価できる。ただ、現実的に可能であるかを含め内容を議論するには具体性に欠ける、としてございます。早急に具体的な計画を検討・提示すべきと考えるとしております。

次に【29ページ】の(3)の意見欄におきまして事業区域は、国内でも有数の里山地域に位置している。この地域の里山の重要性はクヌギ林の存在にあるが、クヌギ林(群落)がどの程度分布しているかなどの情報がない。群落組成表により現植生図を再検討されたい。で、当地域の里山景観の重要性や特殊性の認識の上に立って、より具体的な保全対策を、必要に応じて専門家の意見を聞くなどして検討する必要がある。そしてにおきまして、事後調査は供用後1回だけでなく継続的に実施すべきである、としてございます。

【30ページ】に移りまして、13の陸生動物におきましては

【31ページ】記載の環境保全対策を講じることとしてございまして、(3)の意見におきましては、で造成区域は生物の生息環境が消失することは避けられないため、工事開始にあたって貴重な種をはじめ造成地内に生息する動物が十分逃避できる工程を検討する必要がある。で陸生植物の環境保全対策とあわせて、より具体的な環境保全対策を検討し、当該対策を計画的に実施していくと共に、周辺の里山林の維持・管理も計画的にしていくことで、里山に生息する動物の生息環境の保全につとめることが必要である。そして、では事後調査は供用後1回だけでなく継続的に実施すべきであるとしております。

【32ページ】の14の水生生物におきまして、(キ)の評価では、環境保全対策を実施することで環境保全目標が達成されるとしており概ね妥当なものと考えとし、

【33ページ】の(3)意見欄におきましては、の、谷筋の湿潤な環境が消失することは事実であり、環境保全対策で示されたとおり、湿潤な環境の創出を確実に実現することが望まれるとしております。

【34ページ】の15の生態系におきましては、

【35ページ】の基本方針と環境保全対策をとるとしてございまして、(3)の意見におきましては、造成区域及びその周辺地域は生物の生息環境としての多様性が低下することは避けられないが、周辺の里山林の維持・管理を計画的にしていくことで、里山としての生息環境とその多様性の回復と維持につとめる必要がある。その結果、ヒメボタルなどの希少種が生息可能な環境となることを期待する、としております。

【36ページ】の16の文化財 におきましては、

(キ)の環境保全対策と評価で、改変の避けられない坑道跡については、教育委員会等関係機関と協議し、現状調査を実施し、記録・保存の措置を実施する。盛土部の7箇所は坑道内に土砂を投入し埋めてから施工する。切土部の3箇所はいずれも坑口、坑道が確認されていないか、あるいは小規模であることから、教育委員会による文化財調査を実施し、記録・保存の措置をとる。造成工事中に新たに坑道跡が確認された場合には、工事を中断し教育委員会と協議し適切な措置を講じるとされている。

以上により、造成区域にある10箇所の坑道跡については、工事により改変を受けることが予想とされており、環境保全対策は達成すると評価しているとしております。(3)の意見におきましては、破壊埋没される間歩は関係機関と十分協議の上対応することとし、処理施設に隣接する間歩を保存公開し市民への理解に努めること。におきましては、工事の実施に際しては、陥没が起こらないよう施工することとしております。

【37ページ】の17レクリエーション におきましては

(2)の予測・評価についての(ウ)の予測結果におきまして、の工事時については、13地点のうち3地点では、車両の走行量の増加による音環境がわずかに変化するとされており、の存在時におきましては、レクリエーション地、13地点のうち11地点については、事業区域が視認されない、ないしは限られた方向やごく近接した場所から視認されるのみであるとして影響はない、若しくは影響は少ないと予測されている。(オ)の環境保全対策と評価では工事時には、「知明湖」周辺のレクリエーション地において、交通量の増加による影響が予測されるが、工事関係車両の丁寧な運転の徹底等による環境保全対策により環境保全目標は達成されると評価している。供用時には影響はないと予測されているとしております。(3)の意見におきましてはレクリエーションに訪れる人には十分注意して工事を実施することとしております。

【39ページ】の18景観 におきましては

(キ)の評価におきまして妥当なものと考え、(3)の意見欄では「評価書においては、NO.8の縄手橋地点における予測評価を追加されたい、としてございます。

【41ページ】の19水象 (3)の意見におきましては、特に問題はないと考えとしております。

【42ページ】の20の地球温暖化 におきまして

(3)意見欄では、環境保全対策も含め、可能な限り二酸化炭素の排出量を抑制する計画であると評価できる。特に供用時については、長期間に渡り二酸化炭素を排出していくため、環境保全対策を遵守されるよう努められたいとしております。

次に【43ページ】におきましては

専門家からの意見書 について、一覧を載せさせていただいておきまして、

まず、「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に関する鉱山跡地であることに起因する環境への影響の予測について」でございますが、これにつきましては、秋田大学教授の松葉谷治先生に意見書を記載していただきまして、45頁以降に掲載してございます。

次に、「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に関わる土壌調査結果の検討、土壌中の金属の健康影響について」でございますが、兵庫医科大学助教授の郷司純子先生に記載をお願いし、意見書は49頁以降に記載してございます。

次に、植物・植生、特に里山の記述に関する報告書につきましては、兵庫県立大学 教授の服部保先生に記載していただきまして、その報告書は55頁以降に掲載してございます。

次に、猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業用地内の間歩についてということで、奈良大学教授元学長の水野正好先生に記載をしていただきました。61頁以降に意見書を掲載してございます。

次に【65ページ】をご覧頂きたいと思いますが、ここに審査会で、この検討結果の参考とされた資料を掲載してございます。まず、「審査会から事業者への質問事項及びそれに対する事業者の回答」でございますが、第1回目、No.1につきましては、67頁から190頁に掲載してございます。また、第2回目、No.2につきましては、191頁から222頁に掲載してございます。

次に、「審査会協議・検討経過報告書」の概要でございますが、これにつきましては、223頁から226頁に掲載してございます。

次に、「公聴会の意見陳述に対する事業者の見解」につきましては、227頁から303頁に掲載してございます。以上が、本報告書添付の参考資料でございます。

それ以外の関係資料、その他の関係資料につきましては、住民意見の概要とそれに対する事業者の見解・関係市町都市計画素案に係る公述記録・住民意見要望意見書等がございまして、これらにつきましては、既に他において公開され、又、第3者への公開が予定されていないということで、本報告書には添付されてございません。以上で本日配布をさせていただきました審査会の検討結果についての説明とさせていただきます。以上でございます。

会長

どうも、詳しいご説明をいただきましてありがとうございました。以上で、事務局の説明が終わったのでありますが、只今の説明に対しまして、委員の皆様方から何かご質問がありますればどうぞなさって下さい。また、ご意見がありますれば、どうぞ自由に御発言下さい。

北上委員

基本的なことについて、3点申し上げたいと思いますが、まず、アセスの信頼性についてです。

専門家の意見書の中でもですね、このアセスについて基礎的な点において誤りがあるため全体の信頼度を著しく低下させている。さらに、保全措置は抽象的で具体策に欠けているだけでなく周辺の自然に対する自然に依存するなど十分とはいえないアセスとなっている。とありますし、また、アセス 審査会でもその例えば、大気の検討結果についてミスがかなりあった。修正点が多いと若干の信用問題があると、いうふうな指摘がされております。また、公聴会の中で住民の方も例えば「ヒメボタル」という貴重種がこの地域には生息しているが、アセスでは見つかっていない。具体的にいろいろと指摘をされてアセスの信頼性について疑問が投げかけられているというふうに思います。保全審としても専門家や住民に信頼を著しく損なっていると指摘されるようなアセスであったということについて、しっかりと意見を申し述べるべきではないか。というふうに思います。

加えてそのアセスの信頼性を担保するものとして審査会があるわけですが、審査会の構成にも私は問題があったのではないかと考えています。この地域が例えば里山について非常に重要な場所だというふうに指摘されていますが、里山の植生についての専門家がおられない。或いは、文化財の専門家がおられない。鉱物の専門家がおられない。そういう審査会だったと。このことについては、去年の段階から事務局に申し入れがあったと思いますし、川西市議会の中でも、或いは施設組合の中でも、或いは準備書の説明会の中でも、審査会の委員については追加をするべきだというふうな意見があったにもかかわらず、追加がされなかった。定員が18名で10名も委員の余裕があるにもかかわらずその点が是正がされなかった。ということは、私は問題だというふうに思います。アセスの審査会の構成に問題があったということについて、この保全審でしっかりと意見を申し述べるべきだと、本当に住民の信頼を得るそういう中身の審査会にするべきであったということをお願いしたいと思います。

そして、2点目ですが、なぜ、この場所なのかという問題です。報告書の中には500mの範囲に人家が無いとか、1km以内に相当規模の集落が無いということが書かれていますが、環境面から考えてなぜこの場所なのか。ということが大きな疑問としてあると思います。それについては審査会のなかでも指摘がされています。6月26日の審査会ですが、その中で委員の方が「なぜこの場所にこういう施設をつくるのかということについて、事業を行う方は十分説得出来るという説明義務のようなものがあるのではないかと思います。なぜ、ここにしたのかという積極的な理由がわ

かりませんので、そういう説明責任があるべきではないか」と、指摘をされておりますが、私も全く同感です。この場所については、日本一の里山であるということが学術的に指摘をされている。文化財の面からも学術団体からこの場所につくるのはふさわしくない。いうふうな指摘はされている。そういう状況のなかでなぜこの場所なのかということについて大きな疑問を持ちます。審査会でも指摘をされているように、住民に十分な説明を行い理解をえる。その努力をするべきだと、そのことについて保全審としても意見をしっかりと述べるべきだと思います。

3つ目ですが、この保全審がやはり川西の環境行政に対する信頼を保っていくためには、しっかりとした役割を果たしていかないといけないと思うわけですが、一つ提案なんですが、この保全審として「現地の視察」をするべきではないかなあというふうに思います。もし、委員の先生方の賛同がいただけるならば、現地を保全審として視察をさせていただいて、しっかり勉強した上で答申をだしたらどうかなあということをご提案をします。まず、基本的なことについて、3つ意見を申しておきます。

会長

今、北上委員から基本的な事項とおっしゃいましたが、3点の疑問の提出がございましたが。

畑尾委員

今、アセスという言葉を用語を使われましたが、アセスとは何をさしていらっしゃるのでしょうか、この準備書でしょうか実施計画書でしょうか、それとも環境自体のことでしょうか。それ、ちょっとお願いします。

北上委員

アセスの信頼性というのは、まあ、この環境評価準備書を審査会で審査をして、結論をまとめていくわけですが、その中で審査会に環境影響評価審査会に、例えば文化財の専門家がおられない。里山の専門家がおられない。鉱物の専門家がおられない。そのことについて私は審査会として、構成として問題があるのではないかと、ということをおっしゃったんですが。

畑尾委員

確認させていただきますが、それじゃあ、審査会に信頼性がないという、そういうご趣旨ですか。この、今説明した審査会に信頼性がないということですか。

北上委員

まず、審査会に信頼性がない、審査会におられる8名の先生の信頼がないということでは無く、その構成が不足している。ということです。それと、この報告書で指摘をされているのは、準備書を検討した結果が報告されているわけですが、準備書の中身について、例えば里山の専門家の服部先生や大気の専門の先生が具体的に問題を指摘されて信頼性を著しく損なっていると、そういう指摘をされておると、そのことについては、この保全審としても専門家からそのような指摘を受ける中身であったということについて、しっかりと意見を言わなくてはならないのではないかと、ということです。

畑尾委員

今おっしゃっている構成は、2点目のご指摘でしょ。私が確認してる、アセスの信頼性とおっしゃった1点目のアセスとは何を指すのかと、私達は、この準備書についてこれから審議しようとしているですですから、この準備書が信頼性がないとおっしゃるのであれば、あるいは、不足しているというのであればこの審議会で先程言いましたように補足意見とかいろいろ意見を述べたらいいと。こう思うんですが、今おっしゃったアセスという言い方をされるんで、ちょっと理解が出来ませんのでお願いします。

北上委員

あの、説明不足ですいません。1点目については、準備書の中身について問題があるとそのことについて、専門家や住民から指摘をされている。それを重く受け止めるべきだということをおっしゃりました。2点目については、その準備書について、審査をされる審査会の構成について不足している部分があると。そのことについては、再三是正をするべきだということが指摘されていたにもかかわらずされなかった。そのことについて私は非常に残念だという思いがあります。

事務局

それでは、私の方から今ご質問がありました点について、若干事務局として説明出来る範囲で申し上げさせて頂きたいと思えます。まず、専門家の意見等、多くの厳しい意見があったことに対して、評価書にどういように対応するのかというお話であります、これにつきましては、この環境保全審議会でおまとめいただきました答申を基に、川西市長として事業者の意見を事業者に申し述べます。事業者におきましてはそれをもとに準備書で不足しておりました調査或いは補完し、また、誤りについては訂正をする等致しまして評価書を作成致しますので、その段階で十分対応出来るのではないかと考えておりますので、この保全審におきましても、この準備書、あるいは審査会からいただきました検討結果報告書の中で欠けている点、あるいは補強する点がございましたら、積極にご発言をお願いしたいと考えております。また、審査会から大気について意見があったということですが、これにつきましても一部、工事車両等を含めまして条件を改めた上で修正したアセスメントを行っていただいております。

次に審査会の委員構成についてのご指摘でございますが、広域ごみ処理施設関係市町環境影響評価審査会設置要綱の第3条におきましては、ご指摘いただきましたように審査会は審査委員18名以内で構成するとしておりますが、この18名は兵庫県の環境影響評価指針におきまして環境要素が大気汚染以下18項目となっておりますことから、最大限18分野まで検討できる体制を整備する趣旨から、当初に規定を設けたものでございます。審査会の具体的な人選につきましては近隣市あるいは兵庫県、他市におきまして委員構成の実状でございますとか、兵庫県の環境影響評価担当部署の意見等を参考に致しまして、委員の候補者を選定を致しまして候補者のなかから中心となつていただく委員を選び、その委員とも協議した上で、8名の委員を選任し就任していただくこととなっております。また、現在の委員構成におきましては、大気汚染、水質汚濁等、ごみ処理施設における主要な環境影響に対しまして重点的に検討出来る体制となっております。今ご指摘をいただきました里山につきましても、担当の植物の先生もいらっしゃいますし、鉱物、文化財につきましても総合的見地から8名の委員の中から具体的なご検討もいただいて、検討結果もまとめるに至っております、審査委員の構成にとって不足はあるという認識は持ってはございません。

そして、次2点目でなぜこの場所かという点につきましては、審査会の総括の意見の欄の上段のところにおきましてもこれは、6月26日の審査委員からのご指摘を踏まえて、なお、事業予定地が当該地に決定された理由経緯については、環境影響評価実施計画書の縦覧以後、必要な手続きが進められているようであるが、さらに、住民に十分な説明を行い十分な理解が得られるよう努力されたい。というように記載をするという検討がなされた経緯がございます。

それ以外に、先程助役からご指摘をいただきましたとおり、この準備書について、まあ、その予測内容あるいは、評価等につきまして補強していただく意見につきましては、この保全審の委員の皆様方から積極的なご提言を賜りまして、この広域ごみ処理施設における環境影響が出来るだけ少なくなるような市長意見をまとめるために、積極にご発言をお願いしたい。かように考えております。以上で説明とさせていただきます。

会長

北上委員から出されました疑問は、もう1点あったと思えますけれども、それはいかがでしょうか。

事務局

失礼いたしました。最後の現地視察の件でございますが、この環境保全審議会の運営規則によりまして、委員の過半数の決議によりまして、ご決定いただけるということになってございますので、皆様のご了解いただけましたらその方向で、日程等調整させていただきたいと考えておりますが。

会長

あの委員の中には現地に行って調べておられる方もございますので、そういう仕事を決してさぼっているという訳ではありません。他にどうぞ、ご意見がございましたら、どうぞ。

河野委員

私も専門家ではないので、ちょっと間違っているかもしれませんが、逆転層について、ちょっとお聞きしたいんですけども、あの典型的な春夏秋冬の、中でその季節をよくあらわしている典型的な日をされたということですけども、私なんかにしたら、それも大事なんですけれども、一番ひどい時でどんなだろうというふうな気持ち致します。どういう状態なのだろうということが、知りたいなあと考えております。100頁のところに逆転層が時間的に継続すれば、その濃度は同じ濃度が続くというふうに書かれてありますけれども、まあ、私のような考えでは煙突から次々と出ているので、だんだん濃くなるのではないだろうかと、そういう心配をしています。

それから、後いくつかありますけれども、環境汚染についてですけども、あの、環境基準というのは、人に対する基準ということだと思いますが、あの小さな生物ほど影響を受けやすいというふうに言われておると思います。ですからもう少しデリケートな扱いをお願いしたいということ。

それから、こちらの本にも書かれておりますけれども、残存緑地を確保して生物の豊かな森林を創ると書かれておりますけれども、やはり具体的にどうなのかということで、里山というものの形成というのは、人とのかわり、特に炭焼きですね、炭焼きという行為があつて、人が入っていくことで、人と自然がミックスで造られていくということですので、単に下草を刈って蔓を切ったらそれで済むものじゃないんじゃないかなあと思います。ですから、もし、これをされるなら、本当の里山づくりというのを考えていただきたいなあと考えております。菊炭なんかも日本文化の大きな財産じゃないかと思っております。

それから、土壌汚染についてなんですけれども、あの土壌汚染の予測というのは困難であると、検討結果のほうにも書かれてありましたけれども、困難であるということで予測しなかったら、わー大変だったわと言う事になった時に、後が困ると思います。ですから、困難かもしれないけども、ある程度わかるところまで予測はしていただきたい。というふうに思います。

それから、最初にこの場所にごみ焼却場が出来るといった話があつた、出来た後で、次々と資料が追加されているようで、里山であり、間歩であり、いろいろな問題が次々出てきましたけれども、それは全てやはり文化財にしる、里山の環境にしる、やはり川西・猪名川この地域の宝だと思いますので、今もう一度本当にこの場所がいいのですか。という事を一応全、1市3町に確認した方がいいんじゃないかというふうに思っております。以上です。

会長

はい。ありがとうございました。只今、4点か5点ばかりのご質問がございましたけれども、これについて市の方からお答えをいただければいいかと存じます。

事務局

あの一部、事業を行う一部事務組合の方に確認をした方がいい点もありますが、事務局で答えられる部分について回答させていただきます。

まず、1点目の逆転層の点でございますが、お手元この審査会検討結果7頁をご覧くださいと思います。この(キ)のところにおきまして焼却施設の稼働に伴う影響ということで、1h高濃度を予測してございます。この予測要件としましては、この下に書いておりますように予測気象条件は高濃度が懸念される気象要件として、逆転層発生時を予想しております。具体的には上層気象観測と地上気象観測結果を基にして、逆転層発生時の気象条件を整理し、次の条件を設定しているとしてございまして、この事業予定地の地表が標高205mにございますが、ここから標高400mまでは温度勾配5 逆転層が存在するという事で予測をしてございまして、通常の排出ガスがこの逆転層以上のところに突き抜けるということはないということが記載されてございます。具体的には、評価準備書の6-63頁をご覧くださいと思います。ここに1h高濃度の予測結果が記載をされてございまして、各予測のケースとしまして、風向が西、北西、北北西のケースに分けて、おのおの対照物質毎に1h値の寄与濃度を計算してございまして、現況濃度も併せて記載してございまして、二酸化いおうで6%位逆転層発生時に高くなると予測されてございます。

また、6-82頁におきましては、焼却施設の稼働に伴う高濃度の予測としまして、表6-1-42の大気質の評価、焼却施設の1h値の高濃度逆転層発生時ということで、こちらにも1h値の高濃度が同様に記載をされてございますが、いずれにいたしましても、この隣に記載しております

環境保全目標これを下回るとしてございます。

で、次に環境基準につきましては、これは人を中心にした基準ではないか、動物等についてはさらに厳しい基準が必要ではないかという点につきましては、やはり人の健康影響についての、あるいは、生活環境に係る環境基準もございしますが、中心は人を中心してございますので、そのような微生物を対象としたことでは、現状ではないものと理解してございます。

次に3点目で、残存緑地を保全する問題、里山形成についての人とのかかわりでございますが、これにつきましては、審査会検討結果におきましても、記載しておりますとおり、NPO等との連携等にも言及してございまして、この保全審議会でもその里山保全にかかるあるいは、炭焼きや台場くぬぎやそういったものの保全にどう市民がかかわりいただくのかそういう提言をいただければありがたいかと存じます。

土壌汚染の予測につきましては、この審査会検討結果でも非常に難しいと記載をしておりますが、まずは、鉛直水平方向の土壌汚染調査をいたしまして、その結果を基に可能な限り汚染を抑制する対策を検討する。というような意見もいただいておりますので、出来る限りの予測と言いますか検討はしていくように、そういうご意見をいただければありがたいと思います。この保全審議会からこういう土壌汚染についても可能な限り現状で考えられる可能な予測を行うこと。というふうなご意見をいただきましたら、評価書等のとりまとめの中で、そのような方向で事業者が検討いたしますので、そういった方向でご検討いただければありがたいかと思っております。

5点目で、なぜこの場所にという、決定されたのかというようなご指摘でございますが、このアセスメントそのものが、この国崎工事地区での建設を前提に、その環境影響について事業者が評価準備書を取りまとめまして、審査会におきましてもその評価準備書が適正であるか否か審査していただいた訳でございまして、この保全審、環境保全審議会におきましても同様にこの準備書を中心といたしまして環境影響をいかに押さえていくか、少なくしていくかというような、積極的な議論をいただければありがたいかと存じます。

以上で十分説明出来ていないかもわかりませんが、事務局としてお答え出来る範囲での回答とさせていただきます。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。それでは、他の方からもご意見、ご発言があると思っておりますので、どうぞ遠慮なくおっしゃって下さい。

事務局

事務連絡で申し訳ございませんけれども、先程、倉谷委員からお電話いただきまして、空港に到着しておられるんですけども、未だ出られないということで、どうも間に合いそうも無いということで、委員の皆様が宜しくということで、欠席されるという話でございます。

会長

はい、わかりました。どうぞ、審議を続けたいと思っておりますので。

河野委員

ここにはさんである報告書ですね、この扱いはどういう扱いになるんですか。報告書のご意見はどの様に反映していかれるんでしょうか。

会長

私の理解では、この報告書で組合がつけられました環境影響評価準備書を検討された結果がまとめられているものでありまして、それを、今日保全審で、協議をいたしておりまして、報告書の内容を尊重したうえでですね、審議会としてはさらに追加すべき意見、補足すべき意見があれば、それを答申の中にいれる。こういうことになるかと思っております。

どうぞ、他の方からもどうぞ。

西田委員

大気の方からちょっと意見を申しさせていただきます。このですね、準備書でやはり評価ということでは、一番重要なのはその現時点ですね、そういうシステムが1番最上のそういう公害まあ、典型的な7公害について申し上げますと、その時点で最上ですね公害防止機器があるということが重要じゃないかと思うんですね。ということは、最近の環境評価では、やはり環境へのですね十分な配慮がされているかどうかということですね。現時点で、これがやはりそういう評価をする上でですね非常に重要じゃないかということをおっしゃっていただきます。

それから、もう一つ。この報告書にもありましたが、異常時の場合ですね。やはり異常時の場合はその防止のですねマニュアルを作成するというふうに書いてありましたが、これは異常時の場合にはですね、これは二通りあると思うんです。一つはやっぱり人為的なですね、そういう失敗というかミスですね。それからやはりもう一つは、そういうシステム的な装置全体のシステム的なですねミスがあるような場合、このやはり二つに分類してそういう異常時のマニュアルをですね作っていただければ、非常にいいんじゃないかというふうに思っております。

それから、今日ですね。逆転層の時のそういうふうな計算ということがおっしゃられたわけですが、まああのもう一つ私が付け加えさせていただくとすればですね、この7頁のところに、標高400m位までですね、逆転があるというような場合を計算されております。実際にですね、高濃度が出現する場合にはこういう逆転層は深夜に接地逆転とか、そういう逆転が出来るわけですが、それが朝方ですね太陽が出現して、地表面が暖められます。そうしますと、だんだんと地表面に近いところですね、遞減になっていきます。遞減というのは、上に行くほど温度がですね下がって行く場合。そうしますと遞減の場合は不安定になります。上層で逆転層で蓋をしている。と言うことですから、その実際のところはですね不安定なところで、汚染物質が広がっていくというこれは専門的には、ヒュミゲーションと呼んでいますが、そういう場合の、条件を一つ付け加えていただければ非常にいいんじゃないかと私は思います。

次は、土壤汚染の場合、これは非常にむずかしいんだろうと思います。これは水の方の先生もいらっしゃいますが、最近では動態モデルというものがありまして、そういう安定性の物質が大気に出て、それから土壤へ行って、それから雨が降って水系に移動する。というようなモデルがあるんですが、まだ、現在のところ研究段階だということで、こういう手法で計算したらいいというような方法はまだ、確立されていないんだろうと思いますが、まあ、そういうような計算、現代の研究ではそういうところまでまだいっているということだけちょっと申し上げて、これが参考になって実際のこの現状のところですね直ぐに使えるかどうかというのは私は全く自信がありませんが、まあ、現代そういう研究がおこなわれているということだけをちょっと紹介させていただきます。

それから、これは評価とですね話が評価基準と一緒になるかと思うんですが、このダイオキシンとかあるいは粉塵でいきますと、まあダイオキシンの排出基準は0.1ナノグラムですが、まあ今回の場合0.01という非常にまあ厳しい排出基準で、今回の場合は確か管理基準ということで、おっしゃられてますが、非常に厳しい基準ですので、まああの実際ですね現状の現在の北部清掃工場からの汚染物質の大気汚染物質の発生源と比較しますと、非常に少ない量になっているんじゃないかとちょっと具体的な数字は私、ちょっと今存じ上げませんが、ダイオキシンにしても0.01という非常に厳しい条件ですので、全体の発生源量とこれは非常に減っていると。そうしますと、あの公害の防止対策からいきますと、やはり発生源で排出量の量を減らすという、これが一番重要な公害防止の技術だと思うのですが、その辺のことが配慮されているから、この逆転層があっても私の経験からいきますと、この0.6ですか、そういう環境基準についてはクリアー出来るんじゃないかというふうに私はちょっと思っております。

会長

はい、ありがとうございました。今、西田委員の方から、大気汚染、土壤汚染、特にダイオキシンの排出問題につきまして、重要な意見、追加的な意見が述べられました。これについて何か事務局の方からご説明はございますか。特に事務局の方からこれについての説明は無いようでありますから、あの、今その後発言をきちんと議事録に残していただきたい。というふうに思います。

西田委員

冒頭に、北上委員からおっしゃられました、ちょっと申し訳ないのですが、私現地の方へ行ってませんので、もし出来ましたらやはり大気汚染と関連してですね、現地の地形等ちょっと参考にさせていただければ幸いです。それだけお願い致します。

会長

それはまた後で相談しましょう。

河野委員

すいません、ちょっとあの専門家ではないんですけども、ダイオキシンについて先程言及されましたけれども、例えばいろんな汚染物質の中でも、現状から例えば半分位にしかならないという物質もあるように聞いておりますし、あの、やはり私としたら逆転層は心配なんですけども、あのダイオキシン以外の物質についてはどうでしょうか。

会長

ダイオキシン以外の物質についてはどうかということですが、西田委員からどうぞ。

西田委員

それじゃあ、ちょっとこの準備書ですね、何頁だったでしょうか、ちょっとお待ち下さい。すみません準備書お持ちの方は、1 - 15頁のところに表1・5・6(1)の管理基準総括というところの表があるかと思えます。そこで、ダイオキシンが普通一般の法政の基準値が0.1ですが、ここは0.01それから、他の排水とかその辺のものは3マイクログ<sup>ラ</sup>とか、あるいは、煤塵もですね、0.04が0.01、1/4ですかね。塩化水素も10ppmとかそういうふうに非常に、今回の場合は公害の大気汚染からいけば、そういうふうな発生量を減らすというふうなことです、記入されておりますので、まあ、現在の北部清掃工場の発生源から比較しますとですね、非常に発生量は減っているのではないかと思います。だから、現在の北部清掃工場周辺の大気汚染の問題がなければ、まああの、この新しいところもそれよりもはるかに少ない量だと思えますので、まあ、大気汚染についてはそう大きな問題というのか心配というのはいないんじゃないかと。しかし、これはですね非常時の場合はちょっと問題でして、普通に正常に操業されている分についてはという条件付きで申し上げさせていただきます。

会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。今の答えで。どうぞ他の委員からも、どうぞ。

北上委員

大気環境監視についてですが、概ね稼働後1年というふうに準備書の方ではなっていて、審査会報告書では、やはりダイオキシンについては能勢の問題も踏まえて1年を超えて継続的に排出源環境モニタリングをするべきではないかという意見が出ていますがこれは同感です。ダイオキシンだけではなくて、今おっしゃってありました、その二酸化窒素とか浮遊粒子状物質についても、継続した調査をするということがやはり住民の不安に答えていくということになるのではないかという風に思います。

続けて意見を申し上げてよろしいでしょうかね。河野委員も指摘されたんですが、騒音とか低周波について、人間には、周辺に住んでいる人間には大きな影響はないということができていますが、やはり、稀少動植物がたくさん生息している地域ですので、動植物への影響というのは、大変心配だなあと思えます。特に低周波や騒音について絶滅危惧種のテングコウモリへの影響というのがやはり考慮するべきではないかなあというふうに思います。

あと、土壌汚染や底質の問題等について、予測は困難だということが、河野委員も指摘されておったんですが、河野委員の意見に加えてやはりこれについても、事後調査をしっかりとやっていくことが重要だ、これも1年ということにこだわらずやっていって欲しいと思います。

それと、水質、一庫ダムという水がめがあるわけで、水についての不安というのが非常に大きい訳です。近くで、この地域は鉱山だったということもありますし、今回の調査で鉛や銅について基準値を超えていたということもありますので、環境保全目標として、その河川と水質に著しい影響を及ぼさないこととされていますが、やはり、飲み水としての信頼性を担保するという事で、厳しい調査、事後調査も含めて行うべきではないかと思えます。報告書の中で、水資源機構との協力ということが指摘されておりますが、これは大変重要なことだと思います。一昨年でしたか大路次

川で背骨の曲がった魚が見つかったという事件がありましたが、その時に管理事務所で水資源機構の方と話をさせていただいたんですが、水資源機構の方は非常にそのダムの上流にごみ処理施設が出来るということに対して不安を持っておられました。例えば、外国だったら水瓶の近くを立入禁止区域にしているとか、あるいは産業活動禁止しているとか、そういう措置をとっている訳ですが、こういうところに、ごみ処理施設をつくるという事について大きな不安を表明されておりましたが、やはり、飲み水を守るということでは、水資源機構との連携、水質の調査のノウハウも持っておられると思いますし、連携というのをしっかりとやっていただきたい。具体的にどの様なことが監視体制として行えるのかということも、しっかり市民に説明していただきたいなあ。というふうに思います。

それと、文化財についてですが、今、教育委員会で間歩の調査が行われている。あるいは、平坦地についての試掘調査造成区域の平坦地について、ここは作業場ではないかというような調査も行われているというふうに聞いておりますが、そういう調査について、保全審として、教育委員会の資料を報告してもらえないかなあとと思います。それと、鉱山学会の会長さんが現地を視察されて、教育委員会は報告を受けていると聞いておりますが、それについても保全審の方に報告をいただければありがたいと思います。ウッドワード石についてですが、これについては、触れられていますが、水野先生もどうもウッドワード石については、専門家ではない。というような主旨の意見を述べられておりますので、このことについて、まあ世界でも大変稀少な石だというふうに聞いておりますので、専門家の意見を聞くべきでは無いかと思います。とりあえず、これくらいにしておきます。

会 長

はい。北上委員から大気汚染に関して、ダイオキシンだけでなくして、二酸化物質についても監視を続けるべきではないかとか、騒音、低周波は人間には影響はないというけれども、まあ、動物に対しての影響も考慮すべきではないか。それから、水質への影響ついて、事後調査も含めて厳しい調査をすべきではないか等の心配が述べられました。また、文化財保護についても、あの若干の注文がございました。今のご質問に対しまして、事務局の方からなにかご返事がございましょうか。

事 務 局

環境監視について、底質、水質等についてもご指摘をいただいておりますが、そのような点につきましては、保全審としてご意見を賜りましたら結構かと思っております。で、文化財の関係で、教育委員会等からの資料提出を要求してはどうかというようなご意見がございましたが、これにつきましては、別途教育委員会と調整させていただいて、報告書を提出していただけるかどうかにつきましては、調整させていただきますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

会 長

はい。よろしいでしょうか、今ので北上委員。

ウッドワード石が、非常に基重な石であるというお話がございましたが。

事 務 局

あの、審議会規則の中でも、専門家の意見を聴取するという事は出来ますので、これにつきましてはあの会長のご判断といたしますが、各委員のご意見をお聞きいただきましてご判断いただきましたら、関係者の意見を聴取するということが出来ますのでよろしく願い致します。

会 長

北上委員としては、ウッドワード石の問題について、関係者をお招きして意見を聞きたいというふうに望んでおられますか。他の方々はよろしいでしょうか。この保全審の規則の第7条に、会長がその必要を認めれば、関係者の出席を要請することが出来るというふうに決まっておりますので、会長としては、委員の中からそういうご意見が出ておりますので、事務局の方でまあそういうふうにお手配いただきましたら結構かと存じます。

事 務 局

この点につきましては、次回の保全審議会等の開催の日程調整と合わせまして、専門家の方もご紹介いただきまして、日程調整もさせていただいて、実現の方向でこの保全審として会長が専門家の意見を求めるというふうにおっしゃっていただきましたので、そのような方向で調整させていただ

	<p>きたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>ええ、結構ですが、次回の委員会、保全審はいつ頃開催の予定でしょうか。</p>
事 務 局	<p>これにつきましては、別途日程調整を改めてさせていただきたい。と考えておりますので。</p>
会 長	<p>だいたいのところ。</p>
事 務 局	<p>今月の末から来月の初めぐらいいかけまして、開いていただきましたらありがたいかと思っております。</p>
会 長	<p>そんなふうなご意向です。</p>
事 務 局	<p>申し訳ありません。それと、北上委員からあるいは西田委員からもご指摘ございましたけれども、視察、現地調査も合わせまして、やはり、現地調査もまた、別にさせていただきますと、非常に皆さんいそがしい日程でございますので、1日の中で次回の審議会の開催前あるいは別の日にさせていただいたらいいのか、その辺も含めまして、また、みなさんのご意見を伺うようなかたちで調整をさせていただきたいと考えておりますので、この場でお決めいただくというのは若干難しいと思っておりますので、その辺よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>ご苦労様ですがよろしくお願い致します。他にどうぞ。</p>
和 田 委 員	<p>よろしいですか。水質についてでございますけれども、工事をやる時に濁水がかなり出ますので、その予測をやられていますが、非常に単純な完全混合法で予測をされてる。現実に汚濁が一庫に入りますから、「工事実施時には検証するのを、このアセスのなかで検証すること。」というのを一つ書いておきたい。特に濁水の場合は、この資料編に少し予測してあるのですけれども、非常にシンプルな計算なので、そのように実際になるのかどうかというのをその現地で工事中に確認できますので、その部分はやってみること。</p> <p>それからもう一つは、供用時に運転管理した時に、そこに住んでいる生活の水は下水道で処理しますから問題無いのですが、そのプラントの焼却工場の中で出る水については自前で処理をする。それと汚泥の処理をどうするのかというの、準備書に書くこと。アセスメントの準備をしているわけなんで、これについて各委員の先生方がこうだよということをおっしゃったので、これはもう守ってもらう以外にない。汚泥についてもきちっと書いておきなさいと、今度は評価書というのが出てきますので、それが担保になって具体的に動きますので、それをちょっと申し上げておきたい。</p> <p>それから、もう一点、工場の中の雨の水というのはそのまま流れますから、30mm降ったら、要するに3cmまでの雨は貯めてうわ水液を処理すると、その残りの汚泥をどうするのかということをちゃんとここに明記しておくということを評価書に求めたい。</p>
会 長	<p>和田副会長の意見、よろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>先程のプラント汚泥の処理汚泥。プラント処理水の汚泥の処理。そして、プラント内の30mmまでのファーストフラッシュを貯留いたしますけれども、その時の油分離の残差物の処理、これについても評価書に盛り込むように意見として盛り込みたいと考えております。以上でございます。</p>
会 長	<p>もう、大分時間も経過致しましたけれども、これだけは是非言っておきたいというようなご意見がごありになれば、どうぞおっしゃって下さい。</p>
北 上 委 員	<p>事故発生、危機管理対策についてですが、準備書のほうで危機管理対策を講じるものとするとい</p>

	<p>うふうに、述べられておりました、対応手順書を作成する。想定外の事態の時には、周辺住民への周知避難体制等いろいろありますが、もう少し具体的にですね可能な限り明らかにしていただいた方がよいのではないか。ということをお申しておきます。</p>
会 長	<p>今のご意見、事故発生危機対策についてももう少し具体的なことを示していただいた方がいいのではないかとご意見でございますけれども。</p>
事 務 局	<p>この点につきましても、より具体的な事故対策、あるいは、危機管理対策につきましても、ご意見として盛り込まさせていただきたいと考えております。</p>
会 長	<p>そのようにお願いしたいと思います。他にご意見がございませんか。先程事務局からちょっとご説明がありましたように、8月の下旬か末頃にもう一度この保全審議会の開催を考えておられまして、本日で協議を完了するわけではありません。次回にもご足労でございますが、お集まりいただきまして、再度ご協議いただければと思っております。</p> <p>今日は、いろいろな方々、多くの委員から、いろいろ貴重な意見が出されましたので、事務局は、本日出されました意見をきちんとまとめていただきまして、次回、審議の資料としてご用意くださるようお願い致します。ご異存ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案のその他で事務局から何かございますか。</p>
事 務 局	<p>その他としては別にごございません。資料説明の時にさせていただきましたけれども、桜の開花時期のまとめであるとか、エコライフモニターのまとめであるとか配布させていただいております。また、参考にみていただければと思います。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは今日は、熱心にご審議いただきまして、夜遅くまで討論をいただきまして大変お疲れさまでございました。それでは、ご異論が無ければ、本日はこれで閉会致します。どうもありがとうございました。</p>